

**カーボン・オフセットの取組に対する
第三者認証機関による
認証基準（Ver. 1.1）**

平成 22 年 4 月 1 日

環境省

目 次

| | |
|--|----|
| 第 1 章 認証基準の趣旨と基本的な考え方 | 1 |
| 1. 認証基準を策定する背景 | 1 |
| 2. 認証基準を策定する目的 | 2 |
| 3. 認証基準の位置づけ | 2 |
| 4. 認証基準の適用範囲 | 2 |
| 5. 認証基準の基本的な考え方 | 3 |
| (1) 認証要件 | 3 |
| (2) 認証区分 | 3 |
| (3) 認証のタイミングと適用される認証要件 | 5 |
| (4) 認証基準における申請の手続き | 6 |
| (5) 認証基準の見直し | 8 |
| 第 2 章 カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準 .. | 9 |
| (1) 排出量の認識 | 9 |
| (2) 削減努力の実施 | 11 |
| (3) オフセットに用いるクレジット調達等 | 12 |
| (4) 排出量の埋め合わせ | 13 |
| (5) 情報提供 | 15 |

第1章 認証基準の趣旨と基本的な考え方

1. 認証基準を策定する背景

2008年2月に環境省が作成した「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」（以下「環境省指針」という）によると、カーボン・オフセットの取組の意義は、社会を構成する主体が地球温暖化問題を自らの問題として捉え主体的な排出削減努力を促進するとともに、国内外の排出削減・吸収プロジェクトを支援することにある。このようなカーボン・オフセットの取組を推進するに当たっての課題として、環境省指針では以下の点を挙げている。

（カーボン・オフセットの取組に対する認識の向上、取組の促進、市場の育成の必要性）

まず、市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等に対し、広くカーボン・オフセットの取組に関する理解を広めるとともに、その取組を促進する必要がある。

カーボン・オフセットの取組は、欧米では広く実施されているが、我が国においてはまだ緒についたばかりであり、その効果を実現するためには、幅広くカーボン・オフセットの取組の概念やその事例等の情報を幅広く提供するなどし、市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の認識を高めていく必要がある。

また、カーボン・オフセットの取組を意識した市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等が取り組みやすくするよう、カーボン・オフセットの取組に関する情報の幅広い共有を進めるとともに、カーボン・オフセット関連市場を育成することが必要である。

（カーボン・オフセットの取組に対する信頼性を確保する上での課題）

- ① オフセットの対象となる活動に伴う排出量を一定の精度で算定する必要があること
- ② オフセットに用いられるクレジットを生み出すプロジェクトの排出削減・吸収の確実性・永続性を確保する必要があること
- ③ オフセットに用いられるクレジットのもととなる排出削減・吸収量が正確に算定される必要があること
- ④ オフセットに用いられるクレジットのダブルカウント（同一のクレジットが複数のカーボン・オフセットの取組に用いられること）を回避する必要があること
- ⑤ オフセット・プロバイダーの活動の透明性を確保する必要があること
- ⑥ オフセットが、自ら排出削減を行わないことの正当化に利用されるべきではないとの認識が共有される必要があること

これらの課題への解決策として第三者認証とラベリングの必要性が指摘されており、これに対応するものとしてカーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準（以下、認証基準）を策定する。

2. 認証基準を策定する目的

カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準を策定する目的は、カーボン・オフセットの取組に対する認識の向上、取組の促進、及び公正な市場形成に資するため、環境省指針に基づき、さまざまなカーボン・オフセットの取組に関する信頼性を構築することにある。

特に商品・サービスについては消費者保護、その他については投資家等さまざまな利害関係者に対するアピールにおける信頼性付与の観点から、カーボン・オフセットの取組に係る信頼性の構築が求められており、環境省指針、環境省作成「カーボン・オフセットの取組に係る信頼性構築のための情報提供ガイドライン」（以下、情報提供ガイドライン）及びカーボン・オフセットフォーラム（J-COF）作成「カーボン・オフセットの対象活動から生じるGHG排出量の算定方法ガイドライン」（以下、算定方法ガイドライン）に則した認証基準を設けることとする。

これにより、信頼性の高いカーボン・オフセットの取組が普及し、社会全体での排出削減を進展させることを最大の目的とする。

3. 認証基準の位置づけ

本基準は申請者（例えば、カーボン・オフセット型商品の製造者や販売者、カーボン・オフセット型サービスの提供者、カーボン・オフセット型会議・イベントの開催者、カーボン・オフセット型自己活動を行う者などで、カーボン・オフセットの第三者認証及びラベル発行を受けようとする者）が自らの取組を環境省指針に則したカーボン・オフセットとして認証を受けるためにはどのような条件を満たすべきかを示す基準である。

同時に、認証を行う機関が認証を実施したり、その手続きを整備したりするための基準ともなるものである。

4. 認証基準の適用範囲

環境省指針ではカーボン・オフセットの取組の主な類型として、市場を通じて広く第三者に流通するクレジットを活用したカーボン・オフセット（市場流通型）の取組及び市場を通さずに特定者間のみで実施されるカーボン・オフセット（特定者間完結型）の取組の2つに大別している。本基準はこのうち、「カーボン・オフセットの取組に対する信頼性を構築することが特に重要である」とされた市場流通型の取組（市場を通じて広く第三者に流通するクレジットを温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクト実施者から直接購入する取組を含む）を対象とする。

また、原則として申請者が自らの取組を環境省指針に則したカーボン・オフセ

ットとして認証を受ける場合を適用範囲とするが、カーボン・オフセットの取組のうち一部を第三者に委託等している場合でも認証対象とする。

5. 認証基準の基本的な考え方

(1) 認証要件

カーボン・オフセットの取組は、環境省指針1(1)において、以下のように定義されている。

「市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の社会の構成員が、自らの温室効果ガスの排出量を認識し①、主体的にこれを削減する努力を行うとともに②、削減が困難な部分の排出量について、クレジットを購入すること又は他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により③、その排出量の全部又は一部を埋め合わせる④をいう。」

この定義に基づき、カーボン・オフセットの取組に対する認証要件は大まかに4点あると整理できる。これに加え、別途策定された「情報提供ガイドライン」におけるカーボン・オフセットの取組に係る情報提供⑤を加え、5つの要件に基づいて認証基準を策定する。

以上を踏まえ、カーボン・オフセットの取組に対する認証要件を以下のように設定する。

<カーボン・オフセットの取組に対する認証要件>

- ① 排出量の認識
- ② 削減努力の実施
- ③ オフセットに用いるクレジット調達等
- ④ 排出量の埋め合わせ
- ⑤ 情報提供

(2) 認証区分

環境省指針では、市場を通じて広く第三者に流通するクレジットを活用したカーボン・オフセット（市場流通型）の取組を次の3つに分類している。

① 商品使用・サービス利用オフセット

市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等が商品を製造・使用・廃棄したり、サービスを利用したりする際に排出される温室効果ガス排出量について、当該

商品・サービスと併せてクレジットを購入することでオフセットするもの。

② 会議・イベント開催オフセット

国際会議やコンサート、スポーツ大会等の開催に伴って排出される温室効果ガス排出量をオフセットするもの。

③ 自己活動オフセット

市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等が、自らの活動に伴って排出される温室効果ガス排出量をオフセットするもの。

上記の分類によらず原則として必要な条件は同一であるが、一部排出量の認識や削減努力の方法において上記の分類による違いが生じるため、これらの取組の類型に応じた認証基準を設ける。

また、クレジット付き商品・サービスの中には、当該商品・サービス等とは直接関係のない、消費者の日常生活などに伴う排出量をオフセットすることを目的としているものがある。例えば、消費者一人あたり1日1kgの排出量オフセットを謳い、缶入飲料1本につきクレジット1kgが付いている商品などが当てはまる。

このようなカーボン・オフセットの取組については、消費者の視点からは自己活動オフセットとみなしうる*が、不特定多数の消費者が関与すること、商品・サービス等の販売者、提供者等が認証申請を行うと考えられること、及び「排出量の認識」の捉え方が他の分類と異なることから、自己活動オフセット支援（商品・サービスを介し、消費者の日常生活等に伴う排出量のオフセットを支援するもの）として別途認証基準を設けることとする。

*消費者が日常生活に伴う排出量を自己活動オフセットするのを支援していると考えれば、広い意味でのカーボン・オフセットに関する取組とみなすことができる。その際、申請者が、オフセットの対象となりうる活動内容及びその排出量を消費者向けにウェブサイト等で情報発信する形態が考えられる。

以上より、カーボン・オフセットの取組を以下の4つに分類して認証基準を設けることとする。

- I-1 商品使用・サービス利用オフセット
- I-2 会議・イベント開催オフセット
- I-3 自己活動オフセット
- II 自己活動オフセット支援

(3) 認証のタイミングと適用される認証要件

カーボン・オフセットの取組は、排出量の埋め合わせが完了した段階で最終的には確認が可能となるものであるが、例えば商品・サービス提供を行うことを考えた場合、商品・サービス提供時にオフセット商品・サービスであることを対外的に示すことができなければ訴求力が弱く、消費者の選択に寄与するものとはならない。このため本基準では、排出量の埋め合わせ（以下、「無効化」という）が完了したことを確認した旨の認証を行う「オフセット済み認証」と、カーボン・オフセットを予定している段階で適切な無効化が実施される予定であることが確認できる旨の認証を行う「オフセット予定認証」を設けることとする。

表1 オフセット済み認証及びオフセット予定認証の確認項目

【審査時*】

| 認証要件 \ 区別 | オフセット済み認証 | オフセット予定認証 |
|---------------------|-------------------|-----------|
| ① 排出量の認識** | 実績値でも推計値でも可 | |
| ② 削減努力の実施 | 実績でも計画でも可 | |
| ③ オフセットに用いるクレジット調達等 | 実績でも計画でも可 | |
| ④ 排出量の埋め合わせ | 実績 | 計画 |
| ⑤ 情報提供 | ①から④につき、情報の整合性を確認 | |

* 認証機関が本審査を行う時の確認事項。

** 商品等の販売後、イベント等の実施後、自己活動の実施後において、実績値を算定する場合は、別に定める時期までに、算定の結果について認証機関へ報告すること。

【報告時*】

| 認証要件 \ 区別 | オフセット済み認証 | オフセット予定認証 |
|---------------------|-------------------|-----------|
| ① 排出量の認識** | 実績値でも推計値でも可 | |
| ② 削減努力の実施 | 実績でも計画でも可 | |
| ③ オフセットに用いるクレジット調達等 | 実績 | |
| ④ 排出量の埋め合わせ | 実績 | |
| ⑤ 情報提供 | ①から④につき、情報の整合性を確認 | |

* 認証取得後、認証機関に対し当該認証案件に関する報告を行う時の確認事項。

** I-3 自己活動オフセットについては実績値とする。

(4) 認証基準における申請の手続き

本認証基準に基づく認証のための申請手続きにおいては、I-1商品使用・サービス利用オフセット、I-2会議・イベント開催オフセットの場合、製造・販売業者、流通業者ともに申請者となりうるため、双方のどちらでも申請することができる。また、申請者から、申請代理を委託された第三者・企画を行う事業者も申請代理をすることができる。ただし、申請者は、ラベル使用の対象となる物品等に対する適正管理義務*を負う者に限ることとする。

申請時において、申請者は、カーボン・オフセットを行ったと主張できる者（以下、「オフセット主体」という）が誰かを明確に設定しなければならない。例えば、I-1商品使用・サービス利用オフセットについては、製造・販売業者、流通業者、消費者のいずれか、I-2会議・イベント開催オフセットについては、開催者、参加者のいずれかをオフセット主体として設定し、適切に情報提供を行うこととする。複数の者がカーボン・オフセットを行ったと主張できる場合には、クレジットのダブルカウントを防止するため比率または排出量を明確にし、その旨情報提供を行うこととする。

なお、オフセット主体とは、カーボン・オフセットを行い、環境価値を得たと主張できる者であり、認証を取得できる者という意味ではない。申請に基づき認証を取得できるのは申請者のみであり、申請者とオフセット主体が同一でない場合、そのオフセット主体は認証を取得できない。したがって、申請をしていないにもかかわらず、認証を取得した事実を公表し、かつカーボン・オフセットラベルを使用する権利（以下、「認証等の権利」という）を取得することはできない。

* たとえば、I-1商品使用・サービス利用オフセットについては、製造・販売業者・サービス提供者、I-2会議・イベント開催オフセットについては、会議・イベント開催主体、I-3自己活動オフセットについては、オフセットの対象となる活動を現に行う者、II自己活動オフセット支援については、オフセットに係る商品・サービス等の製造・販売業者・サービス提供者となる。

表2 認証・ラベル使用に関わる申請者と申請代理者の権利義務関係

| | |
|-----------------|---|
| 申請者 | <ul style="list-style-type: none">ラベル使用の対象となる物品等に対する適正管理義務を負っている事業者は認証等の権利を得る。申請書記載内容を実施する義務を負う。 |
| 申請代理者 | <ul style="list-style-type: none">認証等の権利はない。 |
| 【参考】 オフセット主体 | <ul style="list-style-type: none">認証等の権利はない。申請者と一致することが多いが、一致しないこともある。 |

<各分類における想定事例>

以下に認証の各分類に対応する代表的な想定事例を挙げる。なお、申請可能な事例はここに挙げられているものには限定されない。

I-1 商品使用・サービス利用オフセット

①カーボン・オフセット飲料

【申請者：製造業者】

製造する飲料の製造時の CO₂ 排出量（工場内における当該製品に係る電力使用）をオフセットする。

申請者が設定したオフセット主体＝ 例1 申請者

例2 製品購入者

【申請者：流通業者】

販売する飲料の調達物流時の CO₂ 排出量（トラックにおける当該製品に係る燃料使用）をオフセットする。

申請者が設定したオフセット主体＝ 例1 申請者

例2 製品購入者

②カーボン・オフセット自動車

【申請者：製造業者】

製造する自動車の製造時の CO₂ 排出量（工場内における当該製品に係る電力・燃料使用）をオフセットする。

申請者が設定したオフセット主体＝ 例1 申請者

例2 自動車購入者

【申請者：リース会社】

顧客にリースした自動車の使用時の年間 CO₂ 排出量（自動車における年間の燃料使用）をオフセットする。

申請者が設定したオフセット主体＝ 例1 申請者

例2 リース顧客

I-2 会議・イベント開催オフセット

③カーボン・オフセット型会議・イベント

【申請者：会議・イベント主催者】

主催する会議・イベントにおける CO₂ 排出量（会場の電力使用）をオフセットし、ウェブサイトにて公表する。

申請者が設定したオフセット主体＝ 例1 申請者

例2 会議・イベント参加者

I-3 自己活動オフセット

④自社内環境取組

【申請者：取組の実施者】

省エネ型蛍光灯への切り替えや冷暖房の温度調節などにより CO₂ 排出削減努力を実施し 2008 年の CO₂ 排出量を削減した上で、これらの削減努力によっても削減が困難な排出量（本社ビルでの年間の電力、ガス、水道使用量、廃棄物処理に伴う CO₂ 排出量）をオフセットする。

オフセット主体＝常に申請者

II 自己活動オフセット支援

⑤クレジット付き飲料

【申請者：製造業者、卸売業者あるいは小売業者】

飲料 1 本につきクレジット 1 kg が付いている商品を販売し、消費者一人あたり 1 kg の CO₂ 排出量をオフセットする。

オフセット主体＝常に申請者の提供する商品・サービス等の購入者（消費者）

(5) 認証基準の見直し

本認証基準は、カーボン・オフセットの取組としてふさわしいものを広く認証し、これをもって普及を図ることを前提として策定されており、カーボン・オフセットの取組の普及状況にあわせて、段階的に取組の質等を向上（算定範囲の明確化、算定方法の高度化、削減努力の強化、無効化までの期間短縮等）させるため、基準は随時見直すこととする。

このため、基準の見直しを行うこととし、既存の認証対象についても定期的な更新審査の際に新しい基準を適用して適合性を判断することとする。

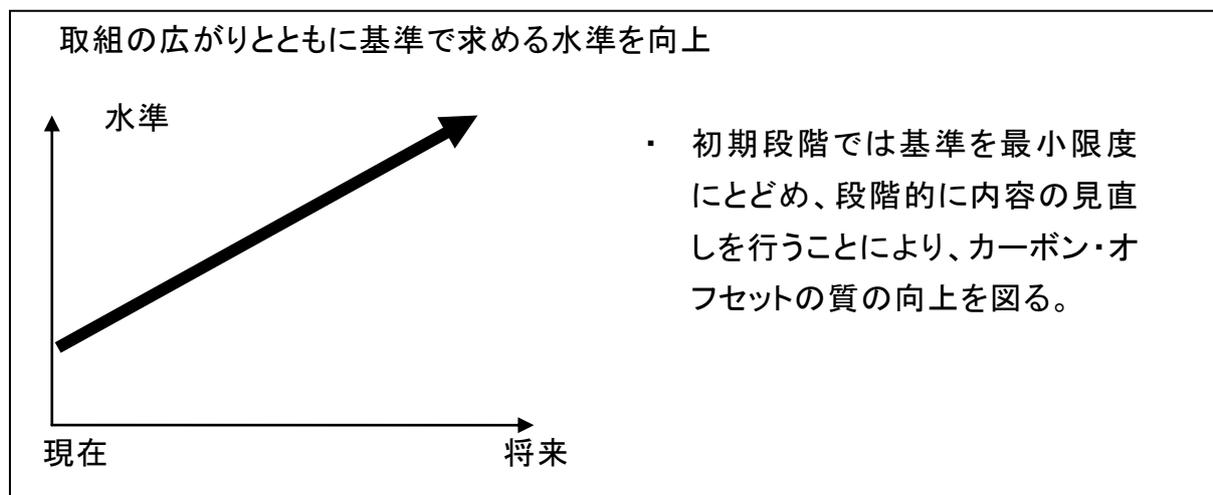


図 1 認証基準の見直しの方向性

第2章 カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準

本章では、第1章5（1）で記述した認証要件ごとに、カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準を示す。第1章5（2）で記述した認証区分に応じた差異があるものの基本的には同様の基準となるため、各要件の基本となる基準の内容を示すとともに、認証区分に応じた差異を補足して示すこととする。

（1）排出量の認識

カーボン・オフセットの取組として認証するに当たっては、「自らのオフセットの対象となる排出量を認識すること」が認証の判断基準となる。具体的には、オフセットの対象とすると自ら設定した活動の範囲（バウンダリ）についての排出量となっているか、算定の考え方・算定方法が妥当であるか、が認証基準となる。排出量の認識に関する認証基準は以下のとおり。なお、ここで確認するのは算定結果の正確性ではなく、算定の考え方の妥当性である。

< 認証基準 >

① 算定範囲

オフセットの対象活動における主要な排出源を特定し、対象活動における排出量の全部又は一部（主要な排出源を含むことが望ましい）を算定範囲として抽出していること。ただし、製品等の原料調達や使用の段階における排出量等は必ずしも算定範囲に含めなくてもよい。

（対象活動は、Ⅰ－1においては商品・サービスの製造・使用等、Ⅰ－2においては会議・イベントの開催、Ⅰ－3においては自己活動、Ⅱにおいては消費者の日常生活等とする）

② 排出量の算定方法

排出量の算定方法について以下の事項を満たしていること。

- ・ 算定方法ガイドラインにて求められる算定レベルを満たしていること。
 - ※ 区分Ⅰ－1～3については原則としてレベル2*以上の算定、区分Ⅱについては、原則としてレベル1**以上の算定が求められる。
 - * 活動量はGHG算定対象の活動に固有のデータを用い、排出係数は標準値を用いて計算するもの
 - ** 活動量及び排出係数の両方について、標準値を用いて計算するもの
- ※ ただし、必ずしもレベル2以上の算定ができない、あるいはレベル2以上を

求める必要性がないケースにおいて、一部レベル1を適用している理由が妥当であると判断される場合は、この限りではない。

- ・ 算定方法ガイドラインで示される算定式またはそれと同等以上の合理性を有する算定式を用いていること。

※ 少なくとも地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度等の広く一般的に認められる考え方に沿ったものであること。

- ・ 算定方法、各種データの収集方法等が文書で記録されており、妥当性が検証できること。

- ・ 排出係数と活動量の信頼性が担保できること。

※ 排出係数については、標準値を採用している場合には一般的に認められている値であり、当該排出活動の排出係数の代表値として適切であること。また活動量については、データの管理方法や測定方法が一定の精度を確保する上で必要な方法に沿っていること。採用したデータ、算定方法に基づき過小とならないよう正しい算定がなされていること。

③ オフセット量の設定

①、②に基づき算定した排出量の全部又は一部としてオフセット量を設定すること。一部の場合には、排出量に対して定率又は定量で設定すること。

※ ここで算定する排出量は、区分Ⅰ－1及び区分Ⅱにおいては商品・サービスの販売計画に照らして把握した量とし、計画期間は1年以内を目安とする。

※ 排出量全部または排出量に対して定率のオフセット量を設定する場合、排出量が計画段階と実績で異なる場合には、オフセットの取組実施後にオフセット量も修正することが望ましい。

○ 認証区分ごとの補足事項

< 認証基準 >

Ⅰ－1. 商品使用・サービス利用オフセット（認証区分Ⅰ－1）

Ⅰ－2. 会議・イベント開催オフセット（認証区分Ⅰ－2）

Ⅱ. 自己活動オフセット支援（認証区分Ⅱ）

④ オフセット主体に対する算定範囲及び算定排出量についての情報提供

申請者とオフセット主体が異なる場合に以下の基準を満たしていること。

- ・ 提供している情報は情報提供ガイドラインに沿っており、オフセット主体に対して、算定範囲及び算定排出量の認識を促すものとして適切であること（(5) 情報提供 参照）。

オフセット主体が消費者の場合、オフセットの対象となる活動内容（選択式でも可とする）とその排出量を消費者がウェブサイト等を用いて容易にアクセスできる方法でわかりやすく示すこと。

(2) 削減努力の実施

カーボン・オフセットの取組として認証するに当たっては、申請者や申請者が提供する商品・サービス等における既存の法的枠組での法令順守を行っていることを前提とした上で、申請者が自ら認識した温室効果ガスの排出量や提供する商品・サービス等に対し、「主体的にこれを削減する努力を行うこと」及びオフセット主体に排出削減努力を促しているかが認証の判断基準となる。削減努力に関する認証基準は以下のとおり。

<認証基準>

① 対象活動等の排出削減取組

■対象活動等の排出削減取組

(1) ①において示した対象活動において、(Ⅱ. 自己活動オフセット支援型の場合は提供する商品・サービス等の製造・提供過程において、) 排出量の削減効果がある何らかの取組を実施していること。

■製品の環境性能

以下の基準を満たしていること。

- ・自動車、冷蔵庫、ルーター等、エネルギーの使用の合理化に関する法律のトップランナー基準にて一定の省エネ性能の達成が義務付けられている機器については、その機器単独で同法に基づく要件を達成していること。
 - ※ トップランナー基準においては同一区分内での加重平均(一部の機器は加重調和平均)が目標基準値に達成していることが要件となるが、ここでは認証対象となる機器そのものが目標基準値を達成していることを要件とする。
- ・省エネ性能等、商品特性が排出量削減と密接に関わりのある機器について、その商品特性において景品表示法違反の排除命令を受けていないこと。
- ・上記以外の機器については、本事項は認証基準を構成する要素としない

② 申請者自身の排出削減取組

申請者自身が排出量の削減効果がある何らかの取組を実施していること。

(参考) 申請者自身の削減取組の例として、以下の環境マネジメントシステムに関する認証などがある。

例：ISO14001/エコアクション 21/エコステージ/KES(環境マネジメントシステム・スタンダード)/グリーン経営認証/グリーン購入

○認証区分ごとの補足事項

| |
|--|
| <p><認証基準></p> <p>I-1. 商品使用・サービス利用オフセット（認証区分 I-1）</p> <p>I-2. 会議・イベント開催オフセット（認証区分 I-2）</p> <p>II. 自己活動オフセット支援（認証区分 II）</p> <p>③ オフセット主体に対する排出量の削減努力の促進に関する取組</p> <p>申請者とオフセット主体が異なる場合に以下の基準を満たしていること。</p> <p>■ オフセット主体への情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供ガイドラインに沿った情報提供となっていること（(5) 情報提供参照）。 ・ 提供している情報がオフセット主体の削減努力を促すものとして適切であること（(5) 情報提供参照）。 |
|--|

表3 削減努力の認証基準として検討する指標の例

| 削減努力を評価する観点 | 削減努力の認証基準として検討する指標 |
|----------------------------|---|
| ①対象活動等に係る排出量の削減取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>削減取組の実施</u> ・ 製品の使用時の環境性能 ・ 自らの責任範囲（運営する工場、荷主となる物流等）内での環境負荷の水準 ・ カーボン・フットプリントの数値 |
| ②申請者自身の排出量の削減取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>削減取組の実施</u> ・ ISO14001 の取得等 EMS の確立や削減計画の有無等 ・ 削減取組の自己宣言の有無とその内容 ・ カーボン・オフセットの取組の種類別の削減取組（チェックリストによる評価） ・ ベンチマーク指標 |
| ③オフセット主体に対する排出量の削減努力の促進の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>オフセット主体の削減努力の促進のための情報提供</u> ・ オフセット主体の削減努力を促進する措置の提供 |

※下線は、初期段階において認証基準を構成する要素

（3）オフセットに用いるクレジット調達等

カーボン・オフセットの取組として認証するに当たっては、「オフセットに用いるクレジットの調達等が確実に実施されること」が認証の判断基準となる。具体的には、クレジットの種類とクレジットの調達に係る契約が認証基準となる。

オフセットに用いるクレジット調達等に関する認証基準は以下のとおり。

なお、本来的には、(3) オフセットに用いるクレジット調達等と後述する(4) 排出量の埋め合わせの双方を満たすことで初めてカーボン・オフセットの要件が満たされることとなるが、「オフセット予定認証」では、商品・サービス提供後に(4) 排出量の埋め合わせについて確認するものとする。

< 認証基準 >

① クレジットの種類

以下の基準を満たすクレジットであること。

- ・ 京都メカニズムクレジット (AAU, ERU, CER, RMU)
 - ※ ただし、国内で発行される AAU 及び RMU を除く
 - ※ AAU については排出量削減・吸収源の確保につながるものであること
(当該 AAU が排出削減・吸収源の確保につながることを申請者が証明すること)
- ・ オフセット・クレジット (J-VER)
- ・ 都道府県オフセット・クレジット (都道府県 J-VER)
- ・ 自主参加型国内排出量取引制度 (JVETS) の排出枠 (JPA) であること。
その他上記と同等の信頼性を確保する基準を持つクレジット等

② クレジットの調達に係る契約

以下の基準を満たしていること。ただし、法律等の事情による理由を別途提出し、認証機関において認められた場合はその限りではない

- ・ 申請者が以下のような内容が明確となったクレジットの調達に係る契約を締結していること。
 - 情報提供で示されたクレジットの種類が指定されていること
 - オフセット量に見合ったクレジットの量を確保していること
 - クレジットの受け渡しの時期がクレジットの無効化のタイミングに沿っていること

(4) 排出量の埋め合わせ

カーボン・オフセットの取組として認証するに当たっては、「排出量が適切に埋め合わせられること」が認証の判断基準となる。具体的には、排出量とオフセットの対応関係、オフセット量と調達したクレジットの対応付け、クレジットの無効化が認証基準となる。排出量の埋め合わせに関する認証基準は以下のとおり。

< 認証基準 >

① 排出量とオフセット量の対応関係が適切であること。

以下の点を満たしていること。

- ・ (1) 排出量の認識にて算定した排出量（実績を踏まえて確定した値）とオフセット量が対応していること。

※ 低炭素社会の実現という観点から、対象となる排出量を全量オフセットすることが望ましいと考えるが、カーボン・オフセットの取組が定着するまで、当面の間の最低限の要求事項を以下に定める。

(オフセット比率)

第 2 章 (1) において算定した排出量に対して、カーボン・オフセットを行う排出量の比率については原則として 50%以上とする。

(II 自己活動オフセット支援型における最低排出量)

II 自己活動オフセット支援型において埋め合わせを行う最低量は商品等における商品 1 個、会議・イベントにおける参加者 1 名あたり最低 1kgCO₂とする。

② オフセット量と調達したクレジットとの対応付けが適切であること。

以下の点を満たしていること。ただし、法律等の事情による理由を別途提出し、認証機関において認められた場合はその限りではない

- ・ プロジェクトから発行されたクレジットのうち、オフセットに用いたクレジットとオフセット量が対応していること。このため、クレジットと用途の対応関係が以下のような事項を含む帳簿で管理され、その運用状況が調達記録の経理データ等と照合可能となっており運用方法が適切であることを証明できること。
 - クレジットの種類、その制度で指定されているシリアルナンバー、数量、プロジェクトの種類、プロジェクトの実施国
 - クレジットを管理する口座：保有、償却、取消、これらのステータス変更の日付
 - クレジットの用途：自社の目標達成か、カーボン・オフセットか。後者の場合、対象商品・サービス、数量、製造番号、使用時期、使用した制度
 - 帳簿の管理者、点検記録
- ・ 予め指定したクレジットとは別のクレジットをオフセットに用いた場合は、以下の基準点を満たしていること。
 - クレジットの種類が同一であること※ただし、同一のクレジットが調達できない理由を別途提出し、認証機関において認められた場合はその限りではない

- ▶ オフセットに用いたクレジットのプロジェクト情報について情報提供ガイドラインにて示された事項について情報提供していること。

③ クレジットの無効化の方法が適切であること。

- ・ 無効化の方法が適切であること。具体的には、活動の実施後^{※1} 1年以内^{※2} に他の対象活動のオフセットに用いられていないクレジット^{※3} が償却又は取消^{※4} されていること。

※1 「活動の実施後」とは、区分Ⅰ－1及びⅡにおいては、「消費者への商品・サービスの提供開始後」、区分Ⅰ－2においては「会議・イベントの実施後」、区分Ⅰ－3においては「自己活動の実施後」を指す。

※2 法律等の要求により、1年以内のクレジットの無効化等の手続きが難しい場合は、法律等の事情による理由を別途提出し、認証機関において認められた場合はその限りではない

※3 無効化しているクレジットを異なる排出量をオフセットするために用いることは不適切であるため、オフセット対象ごとに使用量と調達量がバランスしているかも補足的な要件となる。なお、1 t単位で得られるクレジットを細分化してそれぞれ別のオフセット対象に割り当てることは妨げないが、この場合も割り当てた量とオフセット量が対応していること（二重使用がなされていないこと）。

※4 国際航空、国際船舶輸送に伴う排出量のオフセット等、我が国の温室効果ガス排出量として計上されておらず償却による無効化が不適当であると考えられる場合には、クレジットが取消されていること。

※認証基準の補足

クレジットの管理については、同一の業者（オフセット・プロバイダー等）が複数のカーボン・オフセットの取組に関与している場合が少なくないため、一定の条件のもと、オフセット・プロバイダーのクレジット管理方法等を定期的に確認する仕組みを用意・活用することによって本認証基準の審査作業を軽減させることができる。

（5）情報提供

カーボン・オフセットの取組として認証するに当たっては、「カーボン・オフセットの取組に関して適切な情報提供が行われていること」が認証の判断基準となる。具体的には、情報提供ガイドラインに則った情報提供を行うことが認証基準となる。情報提供に関する認証基準は以下のとおり。

< 認証基準 >

① 情報提供ガイドラインに則った情報提供

情報提供ガイドラインの対象オフセット^{※1}の情報提供事項一覧にて示されている以下の事項について全て記載していること。

- ・ ● 関連法令に配慮して記載すべき事項
- ・ ◎ 環境省指針等に基づき記載されることが望ましい事項

また、情報提供ガイドラインの望ましい記載例に即した記載となっていること。

※1 区分Ⅰ－1及び区分Ⅱにおいては「商品使用・サービス利用オフセット」、区分Ⅰ－2においては「会議・イベント開催オフセット」、区分Ⅰ－3においては「自己活動オフセット」を指す。

② 情報提供の内容

以下の基準を満たしていること。

- ・ 対象オフセットの内容と情報提供内容とが一致していること。
- ・ 提供された情報が相互に一貫しており矛盾がないこと。

※認証基準の補足

①に関して、「○ これらに該当しないが任意で記載されることが望ましい事項」は満たしていることが望ましいが、認証基準には含めない。

○認証区分ごとの補足事項

Ⅰ－1. 商品使用・サービス利用オフセット（認証区分Ⅰ－1）

Ⅰ－2. 会議・イベント開催オフセット（認証区分Ⅰ－2）

Ⅱ. 自己活動オフセット支援（認証区分Ⅱ）

< 認証基準 >

③カーボン・オフセットを行ったと主張できる主体の特定及びその情報提供

以下の基準を満たしていること。

- ・ カーボン・オフセットを行ったと主張できる主体を明確に特定すること^{※1}。
- ・ また、特定した主体について情報提供すること^{※2}。

※1 同一のクレジットの使用に対しては単独の主体を特定すること。

※2 複数の主体がカーボン・オフセットを行ったと主張できる場合は、その旨情報提供を行うこと。

<付表>

| 認証要件 | 基準内容 | 共通 | I-1 | I-2 | I-3 | II |
|-------------------|-----------------------------------|--------------------------------|-----|-----|-----|----|
| 排出量の認識 | 算定範囲（バウンダリ） | ○ | | | | |
| | 排出量の算定方法 | 算定レベル | ○ | | | |
| | | 算定式 | ○ | | | |
| | | 算定方法、各種データの収集方法等の記録、妥当性の検証 | ○ | | | |
| | | 排出係数と活動量の信頼性 | ○ | | | |
| | | 採用したデータ、算定方法に基づく正しい算定 | ○ | | | |
| | | オフセット量の設定 | ○ | | | |
| | | オフセット主体に対する算定範囲、算定排出量についての情報提供 | | ● | ● | |
| 削減努力の実施 | 対象活動等に係る排出量の削減取組 | ○ | | | | |
| | 申請者自身の排出量の削減取組 | ○ | | | | |
| | オフセット主体に対する排出量の削減努力の促進に関する取組 | | ● | ● | | ○ |
| オフセットに用いるクレジット調達等 | クレジットの種類 | ○ | | | | |
| | クレジットの調達に係る契約 | ○ | | | | |
| 排出量の埋め合わせ | 排出量とオフセット量の対応 | ○ | | | | |
| | オフセット量と調達したクレジットとの対応 | ○ | | | | |
| | クレジットの無効化の方法 | ○ | | | | |
| 情報提供 | 情報提供ガイドラインに則った情報提供 | ○ | | | | |
| | 情報提供の内容 | ○ | | | | |
| | カーボン・オフセットを行ったと主張できる主体の特定及びその情報提供 | | ○ | ○ | | ○ |

I-1：商品使用・サービス利用オフセット

I-2：会議・イベント開催オフセット

I-3：自己活動オフセット

II：自己活動オフセット支援

○：認証基準の設定あり

●：申請者がオフセット主体とならない場合に限る

| 用語 | 解説 |
|--------------|--|
| ISO14001 | 1996年に発行された、組織活動、製品及びサービスの環境負荷の低減といった環境パフォーマンスの改善を実施する仕組みが継続的に運用されるシステム（環境マネジメントシステム）を構築するために要求される規格のことをいう。 |
| エコアクション 21 | 広範な中小企業、学校、公共機関などに対して、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として、環境省が策定したエコアクション 21 ガイドラインに基づく、事業者のための認証・登録制度のことをいう。 |
| エコステージ | 有限責任中間法人エコステージ協会が制定、認証を行う第三者認証の環境マネジメントシステムのことをいう。環境マネジメントシステムの国際規格である ISO14001 の意図を踏まえつつ、現状の経営システムを基盤として、そこに「環境」という視点を導入することで「経営とリンクした環境マネジメントシステム」へ進化させようとする新しい環境経営評価・支援システムである。 |
| オフセット・プロバイダー | カーボン・オフセットを行う際に、必要なクレジットを提供する事業者。市民向けの場合はインターネットを通じた販売が大半だが、事業者向けの場合は、相対取引での契約となる。クレジット提供のほかにも、カーボン・オフセットのコンサルティング支援する事業者も多い。 |
| 温室効果ガス | 気候変動枠組条約に規定された、地球の大気に蓄積されると気候変動をもたらす物質。二酸化炭素（CO ₂ ）、メタン（CH ₄ ）、亜酸化窒素（一酸化二窒素／N ₂ O）、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）、パーフルオロカーボン（PFCs）及び六フッ化硫黄（SF ₆ ）の6つを指す。 |

| 用語 | 解説 |
|---------------|---|
| カーボン・オフセット | <p>まず自身の排出量を認識（見える化）し、削減努力を行い、どうしても削減できない排出量を、他の場所での排出削減・吸収量（クレジット）で、その全部又は一部を埋め合わせる（オフセットする）ことをいう。例えば、ある事業者のビルの排出量を見える化し、省エネなどの削減努力を実施できる部分については事業者が取り組むことができるが、すべての事業活動を止めて電気を使わないわけにはいかない。このため、どうしても削減できない事業活動をオフセットするために、例えば海外で実施された排出削減プロジェクトで埋め合わせる仕組みをカーボン・オフセットという。</p> <p>よって、例えばある工場での排出削減量をクレジットとして発行し、同じ事業所のオフセットに用いることは、カーボン・オフセットではなく単なる削減努力でありこの仕組みに当てはまらない。</p> |
| カーボン・オフセットの類型 | <p>環境省指針では、カーボン・オフセットを①カーボン・オフセット型の商品・サービス、②カーボン・オフセット型の会議・イベント、③自己活動オフセットに類型化している。①は、クレジット付きの商品・サービスを指す。②は、国際会議やスポーツ大会など、開催に伴う温室効果ガスの排出を埋め合わせるものをいう。③は、家庭の電気・ガスの使用量のオフセットや、企業の本社ビルの電力使用等をオフセットするものなどをいう。</p> |
| カーボン・フットプリント | <p>商品の製造や食品の生産から輸送、廃棄に至る過程や、サービスの利用に伴って排出される温室効果ガス排出量を表示するものをいう。</p> |

| 用 語 | 解 説 |
|---------------------------------------|--|
| <p>京都クレジット （京都メカニズムクレジットともいう）</p> | <p>京都議定書に定められる手続きに基づいて発行されるクレジットをいう。この京都メカニズムクレジットは、京都議定書に基づく削減目標達成のために使われるものであり、①各国に割り当てられるクレジット (Assigned Amount Unit, AAU) ②共同実施 (Joint Implementation, JI) プロジェクトにより発行されるクレジット (Emission Reduction Unit, ERU) ③クリーン開発メカニズム (Clean Development Mechanism, CDM) プロジェクトにより発行されるクレジット (Certified Emission Reduction, CER) ④国内吸収源活動によって発行されるクレジット (Removal Unit, RMU)の4種類がある。</p> |
| <p>クレジット （温室効果ガスの排出削減・吸収量）</p> | <p>温室効果ガスの排出を削減又は吸収するプロジェクトを通じて生成される排出削減・吸収量の総称。第三者機関によって認証されているクレジットとそうでないものがある。</p> |
| <p>クレジットのダブルカウント</p> | <p>ダブルカウントとは、①クレジットの購入によって排出量を埋め合わせる場合に、ある一つのクレジットが複数のカーボン・オフセットの取組に用いられること。②別々の主体が同じカーボン・オフセットの取組に関するオフセットを同じクレジットを用いて主張することをいう。</p> |
| <p>グリーン経営認証</p> | <p>交通エコロジー・モビリティ財団が認証機関となり、グリーン経営推進マニュアルに基づいて一定のレベル以上の取組を行っている事業者に対して審査の上、認証・登録を行うものをいう。</p> |
| <p>KES（環境マネジメントシステム・スタンダード）</p> | <p>特定非営利活動法人 KES 環境機構が制定・認証を行う環境マネジメントシステムのことをいう。 中小企業のためにより分かりやすく取り組みやすい規格として制定されたシステムである。</p> |
| <p>自己活動オフセット</p> | <p>市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等が、他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトからのクレジットを購入することで、自らの活動に伴って排出される温室効果ガス排出量をオフセットするもの（費用は基本的に市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等が自己負担）。例えば、家庭の電気・ガスの使用、企業の本社ビルの電気使用等に伴う温室効果ガス排出量のオフセット等をいう。</p> |

| 用語 | 解説 |
|--|---|
| 自治体が制定する地球温暖化対策に関する条例 | 自治体が事業者に対して温暖化対策の推進のため計画の策定、実施状況の報告を求める制度のことをいう。自治体により具体的な名称や制度の内容は異なっている。 |
| 償却 | 京都クレジットを「償却する」とは、京都クレジットを京都議定書第一約束期間の約束達成に用いるために、日本の国別登録簿上の償却口座へ移転することをいう。京都クレジットを移転する口座は複数あり、日本を含む京都議定書附属書 I 国が京都議定書に基づく削減目標を達成するには、排出量に見合った京都クレジットが償却口座に移転されていなければならない。このため、目標達成は、実際の第一約束期間中（2008 年～2012 年）の排出量と償却口座内のクレジット量の比較により判断される。一方、京都クレジットを「取り消す」とは、京都クレジットを京都議定書第一約束期間の約束達成には用いないために、国別登録簿上では取消口座に移転することをいう。このため、京都議定書第一約束期間中に国内で排出される温室効果ガスをオフセットする際にクレジットを取り消した場合には、京都議定書の目標達成とは別に世界全体での温室効果ガスの削減に貢献したことになる。 |
| トップランナー基準 | エネルギー多消費機器のうちエネルギーの使用の合理化に関する法律にて指定するもの（特定機器という）の省エネルギー基準を、各々の機器において、基準設定時に商品化されている製品のうち最も省エネ性能が優れている機器の性能以上に設定するというもの。 |
| バウンダリ （カーボン・オフセットにより埋め合わせる対象となる活動の範囲） | カーボン・オフセットを行うには、どの範囲の行為・活動からの排出量を埋め合わせるのかを決めて、更にその排出量を算定しなければならない。 例えば、会議・イベントの排出量を算定する場合、主催者側の活動のみを算定の対象とするのか、参加者が目的地まで移動する際の排出量まで含めるのか等をオフセットの取組を行う前に決めないと、当該会議・イベントからの排出量を埋め合わせるのにどれくらいの量のクレジットの購入等が必要かが決まらないことになる。 |

| 用 語 | 解 説 |
|------------------------------------|--|
| 無効化 | オフセットで使用したクレジットが再販売・再使用されることを防ぐために、無効にすることをいう。例えば、京都メカニズムクレジットの場合、国別登録簿上の償却口座又は取消口座に移転すると再度口座から持ち出すことはできないため、無効化されることになる。 |
| VER (Verified Emission Reduction) | 京都議定書、EU 域内排出量取引制度等の法的拘束力をもった制度に基づいて発行されるクレジット以外の、温室効果ガスの削減・吸収プロジェクトによる削減・吸収量を表すクレジット。この VER について、いくつかの民間団体が独自の認証基準を設けている。 |
| オフセット・クレジット (J-VER) | カーボン・オフセットに用いられることを主眼に、国内における温室効果ガス排出削減・吸収量をクレジットとして認証・発行する制度で、平成 20 年 11 月 14 日に開始。環境省が策定した認証基準に従い、オフセット・クレジット認証運営委員会により、オフセット・クレジット (J-VER) が認証・発行される。 |
| 都道府県 J-VER | 温室効果ガスの削減・吸収量をクレジットとして認証・発行する都道府県の制度により発行されるクレジットで、J-VER 登録簿上に発行されるもの。 |